

○危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について

(平成3年12月19日
消防危第119号消防庁危険物規制課長)

改正 平成6年10月消防危第83号、12年3月第35号

各都道府県消防主管部長

今般、消防法第13条の2第5項において定める危険物取扱者免状の返納命令の全国統一的な運用を図るため、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」を別添のとおり定め、平成4年4月1日からその運用を開始することとした。

危険物取扱者免状の返納命令については、今後この基準によることとし、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないようお願いする。

なお、管下市町村に対してもこの旨示達し、よろしく御指導願いたい。

記

1 総括的事項

(1) 危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準（以下「運用基準」という。）を公平かつ的確に運用するためには、消防法令違反行為の把握が有効かつ統一的行われる必要があるところから、市町村長（消防本部及び消防署未設置市町村にあっては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）は、危険物施設に対して立入検査等を積極的に実施するとともに、あらゆる機会を活用して違反行為の統一の把握に努めること。

(2) 運用基準に係る違反処理手続きを円滑に実施するためには、違反者の保有する全ての種類の危険物取扱者免状が漏れなく把握されることが不可欠であるところから、市町村長等においては、違反処理に際して違反者に対し全ての危険物取扱者免状の提示を求めるとともに、必要に応じて危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対して資料等の提出を命じること等により、違反者の保有する危険物取扱者免状の把握に遺漏のないよう努めること。

(3) 運用基準においては、各都道府県知事間の通知、照会、報告等の手続きを経て、違反点数を累積することとしており、個々の通知等についての的確に処理するとともに、関係都道府県間において十分連絡を取り合い、事務処理に遺漏のないよう配慮すること。

2 措置の主体

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第13条の2第5項の規定に基づき免状の返納を命ずる者は、当該免状を交付した都道府県知事（以下「免状交付知事」という。）であること（法第13条の2第5項）。

例えば、A県知事から甲種免状、B県知事から乙種第4類の免状の交付を受けている危険物取扱者に消防法令違反

行為があった場合、A県知事は甲種免状、B県知事は乙種第4類の免状についてのみ免状の返納を命ずることができ、当該違反者に免状を交付していない場合、違反地を管轄する都道府県知事（以下「違反地知事」という。）は免状の返納を命ずることができないこと。

3 違反点数の算定

運用基準別表第1に掲げる基礎点数の算定に当たっては、次のことに留意すること。

(1) この運用基準は、危険物取扱者の消防法令違反に対して違反点数を算定することとしたものであり、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準維持義務違反（9項関係）等、義務の主体が危険物施設の所有者、管理者、占有者とされているものに係る基礎点数については、所有者等のうち危険物取扱者免状を有している者に係る違反行為のみが対象となるものであること。

(2) 危険物取扱者の責務違反（37項関係）

本項の違反行為は、各項に規定している違反以外の違反行為に限られるものであること。したがって、危険物取扱者について本項以外の違反が成立している場合には、当該違反に係る項の基礎点数のみを計上するものであって、さらに本項違反として二重に点数を計上することはないものであること。

4 違反処理手続

(1) 市町村長等から違反者に対して違反事項通知書を送達するものとしているが、この通知書は違反行為を違反者本人に確認させるとともに、違反に対する警告的な機能を有するものであり、消防機関等においては、この機会を活用して危険物取扱者等を十分指導し、危険物取扱者に係る消防法令違反の抑止に努めること。

(2) 危険物取扱者違反処理報告書に添付することとしている「違反時の状況を具体的かつ明確に記載した書類」とは、危険物施設に対する立入検査等に伴う違反処理の必要上作成される書類を指すものであるが、おおむね次に掲げるもののうちから、違反事案の内容、態様等に照らし必要に応じて作成し、添付すること。

ア 違反調査報告書（図面、現場写真等を含む。）

イ 違反者の供述調書、質問調書

ウ 実況見分調書

エ 関係者等の質問調書

オ その他参考資料

(3) 違反地知事は、免状の写しを添えて、違反事実を免状交付知事に通知しなければならないこと（法第13条の2第6項、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第51条の3）。

また、当該通知を受けた免状交付知事は、運用基準第3に定めるところにより、違反点数及び措置点数を算定すること。

5 免状返納命令

(1) 免状交付知事は、免状の返納を命じようとするときは、あらかじめ、他の免状交付知事に通知するものとするこ

と（規則第51条の2）。

(2) 聴聞は、免状返納命令を行おうとする免状交付知事が実施するものとする。

6 その他

(1) 免状返納を命じられた危険物取扱者は、返納命令により直ちに当該返納命令に係る資格を喪失するものであるが、免状の不正使用等を防止するため、当該返納命令に係る免状については、確実に返納させること。

なお、複数の都道府県知事から免状の交付を受けている危険物取扱者に対して免状の返納を命じた場合、当該免状返納命令に係る免状の記載部分に穴をあける等の処置をとること。この場合、当該危険物取扱者に係る免状交付知事間の合意があれば、各免状交付知事が当該危険物取扱者に免状の返納を命じた上、特定の都道府県知事が免状の返納を受けることとしても差し支えないこと。

(2) 複数の都道府県知事から免状の交付を受けている危険物取扱者について、保有する免状の一部についてのみ返納が命じられた場合、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第33条に定める記載事項に変更が生じることとなるので、当該危険物取扱者は免状の書換えを受ける必要があること。

7 経過措置

「『危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について』の一部改正について（平成12年3月24日付け消防危第35号）」による改正前の本通知においては、複数の都道府県知事から免状の交付を受けている者に係る危険物取扱者違反処理台帳は、最新の免状を交付した都道府県知事（以下「最新免状交付知事」という。）が整備・保管等を行うこととしていたが、平成12年4月1日以降は、全ての免状交付知事が危険物取扱者違反処理台帳の整備・保管等を行うことが必要である。

平成12年4月1日において現に存する危険物取扱者違反処理台帳の扱いは、運用基準第5・1(1)により違反行為の報告を受けた違反地知事が最新免状交付知事である場合には、第5・1(2)による他の免状交付知事への通知の際に危険物取扱者違反処理台帳の写しを添付することとし、違反地知事が最新免状交付知事ではない場合には、第5・1(2)により通知を受けた最新免状交付知事が、他の免状交付知事に対し、危険物取扱者違反処理台帳の写しを速やかに送付することとする。

別添

危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準

第1 趣旨

この運用基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第13条の2第5項に規定する危険物取扱者免状の返納命令（以下「免状返納命令」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2 措置の主体

免状返納命令は、免状を交付した都道府県知事（以下「免状交付知事」という。）が自ら交付した免状について行う

（法第13条の2第5項）。

第3 違反点数の算定

危険物取扱者が違反行為（消防法に違反する行為で、別表第1の違反行為の種別の欄に掲げるものをいう。以下同じ。）をしたときは、次に掲げるところにより当該違反行為に係る違反点数を算出する。

1 違反点数は、別表第1において定める基礎点数に、別表第2において定める事故加点を加えることにより算出する。

2 同一人につき、同時に違反行為が2以上あるときの基礎点数は、各違反行為に係る基礎点数を合計したものである。

3 事故加点は、火災・爆発・流出等の事故の程度に応じた災害事故加点及び人身事故加点のうち、該当する項目の点数の合計とする。

4 違反行為の内容が次に掲げる各号の一に該当する場合には、違反点数を計上しないものとする。

(1) 行為につき、正当防衛、緊急避難その他の違法性阻却事由がある場合

(2) 行為につき無過失である場合

(3) 違反行為が継続する性質のものであって、既に措置等を行ったにもかかわらず、なお違反状態が継続している場合で、違反者が違反を是正するために要する相当期間が経過していない場合

(4) 違反者が違反を行ったことにつき、真にやむをえないと認められる事情があるため、措置等を行うことが著しく不当と認められる場合

第4 措置点数の算定等

免状交付知事は、当該違反行為及び当該違反行為のなされた日（継続する性質の違反行為にあつては、当該違反行為を覚知した日）を起算日とする過去3年以内におけるその他の違反行為に係る違反点数を累積して措置点数を算定し、当該違反者に係る措置点数が20点に達したときに免状返納命令を行うものとする。

第5 違反処理手続

1 違反事案の報告等

(1) 市町村長（消防本部及び消防署未設置市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）は、措置の対象となる違反事案が発生したときは、危険物取扱者違反処理報告書（別記様式第1）を作成し、当該違反者が交付を受けている免状の写し及び違反時の状況を具体的かつ明確に記載した書類を添付して違反地を管轄する都道府県知事（以下「違反地知事」という。）に報告するとともに、当該違反者に対して違反事項通知書（別記様式第2）を送達するものとする。

(2) (1)の報告を受けた違反地知事は、違反点数（当該違反地知事が免状交付知事である場合には、違反点数及び措置点数）を算定するとともに、当該違反者が他の都道府県知事から免状の交付を受けている場合には、危険物取扱者違反事項通知書（別記様式第3）により

当該免状交付知事に通知する（法第13条の2第6項）。

なお、この通知に当たっては、当該違反行為に係る危険物取扱者違反処理報告書（別記様式第1）及び当該違反者が交付を受けている免状の写しを添付するものとする（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第51条の3）。

- (3) (2)の通知を受けた免状交付知事は、当該違反行為に係る違反点数及び措置点数を算定する。

2 違反処理台帳の整備

免状交付知事は、自ら免状を交付した危険物取扱者について、前記1の報告又は通知に基づき危険物取扱者違反処理台帳（別記様式第4）を整備する。

第6 免状返納命令

1 措置の実施

- (1) 免状交付知事は、前記第5・2により整備された危険物取扱者違反処理台帳を確認のうえ、措置点数が20点以上となるときは、後記2及び3の手続に従って措置するものとする。
- (2) 違反者に対し複数の都道府県知事が免状を交付している場合、各免状交付知事が各々免状返納命令を行うこととなるが、免状返納命令を行うに際しては、関係都道府県間で十分調整するものとする。

2 聴聞

- (1) 免状交付知事は、免状返納命令を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。
- (2) 聴聞に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び都道府県における聴聞規則等の手続によるものとする。

3 免状返納命令手続

- (1) 免状交付知事は、聴聞の結果免状返納命令の決定をしたときは、速やかに当該違反者に免状返納命令通知書（別記様式第5）により処分内容その他必要事項を通知する。なお、複数の都道府県知事から免状の交付を受けている危険物取扱者に免状返納を命じようとするときは、あらかじめ、危険物取扱者免状返納命令事前通知書（別記様式第6）に、過去3年以内の違反に係る別記様式第1及び別記様式第4の写し並びに当該危険物取扱者が交付を受けている免状の写しを添付して、他の免状交付知事に通知するものとする（規則第51条の2）。
- (2) 免状返納命令は、当該違反者に対して免状返納命令書（別記様式第7）を交付することにより行う。
免状返納命令書の交付については、前記第6・2(2)の規定を準用する。
- (3) 免状交付知事は、免状返納命令書の交付に際して当該違反者の人定確認並びに違反事実及び処分内容の説明（更に、行政手続法第27条第2項ただし書の適用を受ける者に対しては教示）を行い、免状を返納させるものとする。
- (4) 免状返納命令を発した免状交付知事は、消防庁長官

及び他の全ての都道府県知事に対し、別記様式第8及び別記様式第9により、その旨を通報するものとする。

- (5) (4)の通知を受けた都道府県知事は、当該免状返納命令が当該都道府県内の市町村長からの違反処理報告に基づく事案であるときは、当該市町村長に対して、別記様式第10により通知するものとする。
- (6) 都道府県知事は返納命令簿を備えるものとし、返納命令簿は(4)の通知を編綴して作成する。

別表第1

(危険物取扱者の違反行為に対する基礎点数)

項	違反行為の種類		点数
1	法第10条第1項	危険物の無許可貯蔵又は取扱い	指定数量の10倍以上
			指定数量の2倍以上10倍未満
			指定数量の2倍未満
2	危政令第31条 (法第10条第3項関係)	危険物取扱者の責務違反 (貯蔵及び取扱いの基準違反関係)	4
3	〃 (法第11条第1項関係)	〃 (製造所等の無許可設置関係)	8
4	〃 (法第11条第1項関係)	〃 (製造所等の無許可変更関係)	火災発生等危険性の大きなもの
			その他のもの
5	〃 (法第11条第5項関係)	〃 (完成検査前使用(新設後)関係)	8
6	〃 (法第11条第5項関係)	〃 (完成検査前使用(変更後)関係)	火災発生等危険性の大きなもの
			その他のもの
7	〃 (法第11条の4関係)	〃 (危険物の品名、数量及び指定数量の倍数変更届出義務違反関係)	4
8	〃 (法第11条の5関係)	〃 (危険物の貯蔵及び取扱い基準遵守命令違反関係)	5
9	〃 (法第12条第1項関係)	〃 (製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準維持義務違反関係)	火災発生等危険性の大きなもの
			その他のもの
10	〃 (法第12条第2項関係)	〃 (製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準適合命令違反関係)	5
11	〃 (法第12条の2関係)	〃 (使用停止命令違反関係)	8
12	〃 (法第12条の3関係)	〃 (緊急時の使用停止、使用制限命令違反関係)	8
13	〃 (法第12条の7第1項関係)	〃 (危険物保安統括管理者選任義務違反関係)	8
14	〃 (法第12条の7第2項関係)	〃 (危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反関係)	4
15	〃 (法第13条第1項関係)	〃 (危険物保安監督者選任義務違反関係)	8
16	〃 (法第13条第1項関係)	〃 (危険物保安監督者保安監督業務不履行)	4
17	〃 (法第13条第2項関係)	〃 (危険物保安監督者届出義務違反関係)	4
18	法第13条第3項	資格外危険物の取扱い	8
19	法第13条の23	危険物取扱者保安講習未受講	4
20	法第13条の24	危険物取扱者の責務違反 (危険物保安監督者解任命令違反)	4
21	危政令第31条 (法第14条関係)	危険物取扱者の責務違反 (危険物施設保安員選任義務違反関係)	3
22	〃 (法第14条の2第1項関係)	〃 (予防規程無認可関係)	4
23	〃 (法第14条の2第3項関係)	〃 (予防規程変更命令違反)	8

24	〃 (法第14条の2第4項関係)	〃 (予防規程遵守義務違反)	2	
25	〃 (法第14条の3第1項及び第2項関係)	〃 (保安検査拒否等関係)	4	
26	〃 (法第14条の3の2関係)	〃 (定期点検義務違反関係)	定期点検未実施	4
			記録保存違反	3
27	〃 (法第16条関係)	〃 (危険物運搬基準違反関係)	4	
28	〃 (法第16条の2第1項関係)	〃 (危険物取扱者の不乗車関係)	5	
29	法第16条の2第2項関係	移動タンク貯蔵所の移送基準違反	3	
30	法第16条の2第3項関係	危険物取扱者免状不携帯	4	
31	危政令第31条 (法第16条の3第1項関係)	危険物取扱者の責務違反 (事故発生時の応急措置義務違反関係)	4	
32	〃 (法第16条の3第2項関係)	〃 (事故発生時の通報義務違反関係)	4	
33	〃 (法第16条の3第3項、第4項関係)	〃 (事故発生時の応急措置命令違反関係)	8	
34	〃 (法第16条の5第1項関係)	〃 (資料提出命令、立入検査拒否関係)	4	
35	〃 (法第16条の5第2項関係)	〃 (移動タンク貯蔵所の停止措置違反関係)	4	
36	危政令第31条 (法第16条の6関係)	危険物取扱者の責務違反 (危険物の除去命令違反関係)	10	
37	危政令第31条	危険物取扱者の責務違反(上記以外のもの)	4	

(注) 1. この表において、法とは消防法(昭和23年法律第186号)を、危政令とは危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。

別表第2

(事故が発生した場合の付加点数)

事故の程度	点数
事故の程度が小	2
事故の程度が中	4
事故の程度が大	6

人身事故の程度	点数
軽傷(入院加療を必要としないもの)	6
中等傷(重傷又は軽傷以外のもの)	8
重傷(3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの)	10
死亡(事故発生後48時間以内に死亡したもの)	20

(注) 1. 危険物取扱者の違反行為と事故が因果関係を有する場合に当該事故の程度に応じ点数を加点するものとする。
 2. 人身事故の程度は、初診時における医師の診断に基づき分類する。
 3. 死傷者が2人以上の場合は、そのうち最も重いものにより加算する。

(様式第1)

第 年 月 日

〇〇県(都道府)知事 殿
〇〇市(町村)長 ㊟

危険物取扱者違反処理報告書

違	本籍	県(都道府)			
	住所				
	氏名				
反	免状	種類	交付年月日	交付番号	交付知事
		種別	年月日	第 号	知事
者	職業				
	所在地				

第 年 月 日

- 1 違反年月日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反発見の端緒
- 5 違反条項及び違反点数(付加点数及びその理由)
- 6 その他参考事項
- 7 意見

(※1) 免状欄については、全ての種類の免状について記載すること。
 (※2) 免状の写しを添付すること。

(様式第2)

第 年 月 日

〇〇市(町村)長 ㊟

違反事項通知書

殿

住所 氏名

記

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。
 なお、今後、危険物取扱者免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

- 1 違反年月日 年 月 日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反事項 消防法第 条 (違反)

(様式第3)

第 年 月 日

〇〇県(都道府)知事 殿

〇〇県(都道府)知事 〇

〇〇県(都道府)知事 〇

危険物取扱者違反事項通知書

当県(都道府)内において、下記のとおり費交付免状所持者の違反があったので、消防法第13条の2第6項に基づき通知します。

記

1 違反者氏名

2 所持免状 種類 第 号 年 月 日交付

3 違反事項 消防法第 条 (違反)

4 違反点数

(※) 違反に係る様式第1及び免状の写しを添付すること。

(様式第4)

危険物取扱者違反処理台帳

(表)

No.	氏名	生年月日	年 月 日
住所及び勤務先		交付番号	交付都道府県知事
免状の種類	交付年月日	交付番号	交付都道府県知事
甲 種	S・H 年 月 日		
乙 種	第1類	S・H 年 月 日	
	第2類	S・H 年 月 日	
	第3類	S・H 年 月 日	
	第4類	S・H 年 月 日	
	第5類	S・H 年 月 日	
	第6類	S・H 年 月 日	
丙 種	S・H 年 月 日		
違反年月日	違反行為を行った場所		違反事項
基礎点数	事故加点数	付加理由	
違反点数	措置点数	返納命令年月日	返納命令知事
違反年月日	違反行為を行った場所		違反事項
基礎点数	事故加点数	付加理由	
違反点数	措置点数	返納命令年月日	返納命令知事

(様式第5)

氏名	殿	第 年 月 日 号
住所	〇〇県(都道府)知事 印	
免状返納命令通知書		
あなたは、消防法第13条の2第5項の規定に基づき、危険物取扱者免状の返納命令を受けることになりましたので、下記により実行してください。		
記		
1. 日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間	
2. 場所		
3. 持参品	(1) この通知書 (2) 危険物取扱者免状	
4. 備考		

(裏)

違反行為及び事故の概要	
違反行為及び事故の概要	

(様式第6)

号
日
年
月

〇〇県(都道府)知事 殿

〇〇県(都道府)知事 〇

危険物取扱者免状返納命令事前通知書

貴交付免状所持者について、消防法第13条の2第5項に基づき、本職交付免状の返納を命ずることとしたので、危険物の規制に関する規則第51条の2に基づき通知します。

記

- 1 危険物取扱者氏名
- 2 返納を命ずる免状種類 第 号 年 月 日交付
- 3 返納を命ずる理由
- 4 免状返納命令発出予定日 年 月 日

(※) 過去3年以内の違反に係る様式第1及び様式第4の写し並びに免状の写しを添付すること。

(様式第7)

号
日
年
月

住所 氏名 殿

〇〇県(都道府)知事 〇

免状返納命令書

あなたは、下記の消防法令違反を行ったので、消防法第13条の2第5項の規定に基づき、危険物取扱者免状を返納することを命じます。

なお、本命令に従わない場合は、同法第44条第7号の規定により処罰されることとなります。

記

- 1 返納免状
- 2 返納期限 年 月 日
- 3 違反内容
- 4 違反事項 消防法第 条 (違反)

(様式第8)

消防庁長官 殿	第 年 月 日
〇〇県 (都道府) 知事 ㊦	
危険物取扱者免状の返納命令について (報告)	
このことについて、下記のとおり危険物取扱者免状の返納を命じたので報告します。	
記	
1 氏名 (生年月日) 及び本籍	
2 免状の種類	
3 交付番号	
4 交付年月日	年 月 日
5 違反事項	消防法第 条 (違反)
6 返納命令年月日	年 月 日
7 備考	

(※) 違反の状況等を示す資料を添付すること。

(様式第9)

各都道府県知事 殿	第 年 月 日
〇〇県 (都道府) 知事 ㊦	
危険物取扱者免状の返納命令について (通知)	
このことについて、下記のとおり危険物取扱者免状の返納を命じたので通知します。	
記	
1 氏名 (生年月日) 及び本籍	
2 免状の種類	
3 交付番号	
4 交付年月日	年 月 日
5 違反事項	消防法第 条 (違反)
6 返納命令年月日	年 月 日
7 備考	

(様式第10)

号日
第 年

〇〇市(町村)長 殿
〇〇県(都道府)知事 〇

危険物取扱者免状の返納命令について(通知)

このことについて、下記のとおり危険物取扱者免状の返納を命じた(旨の通知があつた)ので通知します。

記

1 氏名(生年月日)及び本籍

2 免状の種類

3 交付番号

4 交付年月日

5 違反事項

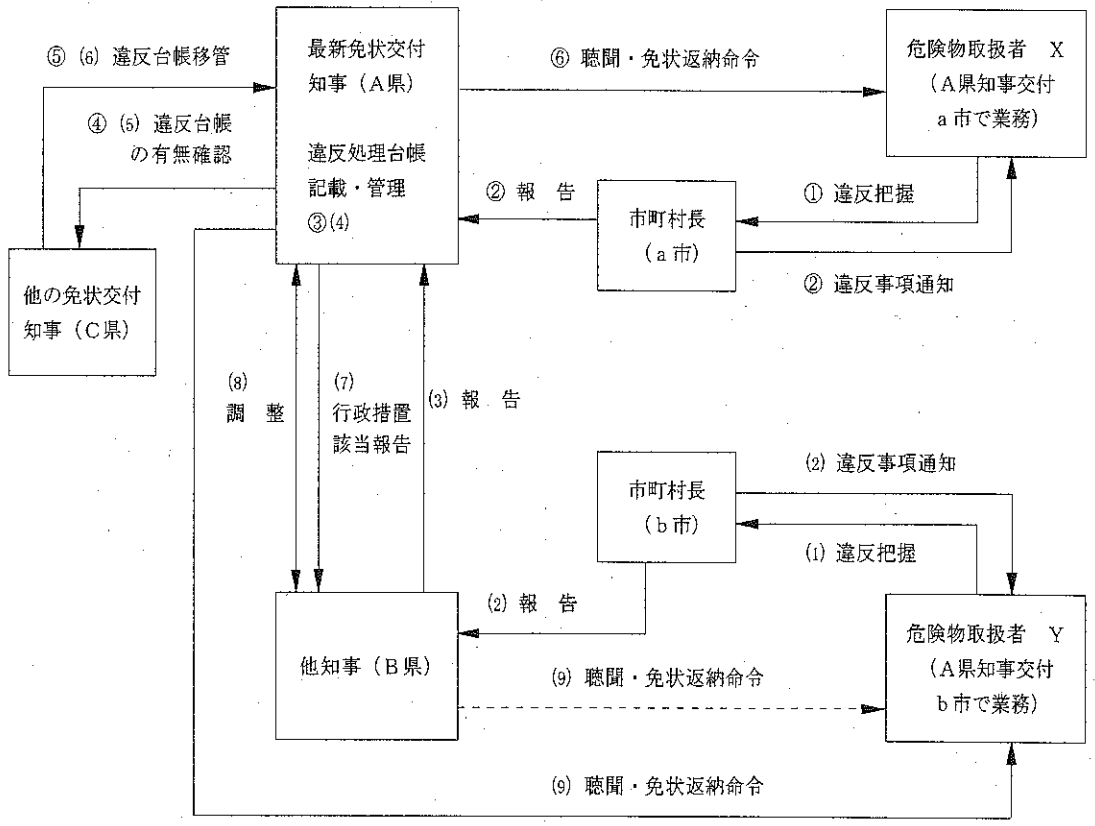
6 返納命令年月日

7 返納命令知事

8 備考

消防法第 条(違反)

◎ 免状返納命令の基本的仕組み



消防一四五